

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例施行規則

[平成26年10月21日規則第61号]

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(情報管理棟等の使用基準)

第3条 情報管理棟及びビジネス棟専用区画について条例第8条第2項の規則で定める基準は、次のいずれかとする。

- (1) 情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業を行うための使用であること。
- (2) 前号と関連する事業を行うための使用であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める使用であること。

2 会議室及び小会議室について条例第8条第2項の規則で定める基準は、次のいずれかとする。

- (1) 前項各号と関連性が高い事業を行うための使用であること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める使用であること。

(使用料の納付)

第4条 情報管理棟及びビジネス棟専用区画の使用料は、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、使用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、知事が別に定める。

2 会議室及び小会議室の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第10条第2項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 許可された使用時間を超過して使用するとき。
- (3) 知事がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の返還)

第5条 条例第10条第3項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災その他施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことができない事情により使用できなかったとき。当該使用料の全額
- (2) 使用者が、会議室及び小会議室を使用しようとする日の15日前までに使用を取りやめる旨を届け出たとき。当該使用料の5割

2 条例第10条第3項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄情報通信センター使用料返還申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(使用者の負担する費用)

第6条 条例第10条第4項の知事が指定する費用は、情報管理棟及びビジネス棟専用区画を使用する場合における次に掲げる費用とする。ただし、第1号の費用については、知事が使用者に負担させることが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水せんその他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用
- (2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の使用に要する費用
- (3) 警備に要する費用
- (4) 廃棄物（知事が指定するものを除く。）及び廃液の保管、処理その他環境衛生の保持に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難いときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

3 第1項の費用（ガス及び電話の使用に要する費用、警備に要する費用及び廃棄物の処理に要する費用を除く。）は、その月分を翌月25日までに納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第7条 条例第11条に規定する知事が災害その他特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるとおり減額し、又は免除するものとする。

- (1) 災害により施設を使用できなかったとき。 免除
- (2) 沖縄県が施設を使用するとき。 免除
- (3) 国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）又は県内に主たる事務所を置く企業等が、沖縄県と共催し、情報通信関連産業の振興に資する事業を行うために施設を使用するとき。 5割
- (4) 国等が、情報通信関連産業の振興に資する事業を行うために施設を使用するとき。 4割

2 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、沖縄情報通信センター使用料減免申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄情報通信センター使用料減免承認書（第4号様式）を使用者に交付するものとする。

（身分を示す証明書）

第8条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第5号様式）によるものとする。

（事業報告書）

第9条 条例第19条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 沖縄情報通信センターの管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 沖縄情報通信センターの使用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、沖縄情報通信センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為として行う申請に必要な申請書等）

2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。